

岩見沢市

こども計画 【概要版】

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



岩見沢市
令和7(2025)年3月





(1) 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響が懸念される課題が深刻化しています。

国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和5（2023）年4月に施行しました。また、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5（2023）年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されています。

「岩見沢市こども計画」は、「こども基本法」や「こども大綱」、「こども未来戦略」、北海道が策定する「都道府県こども計画」の内容等を踏まえ、国・北海道の動向を反映しながら、新たな計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「児童虐待防止計画」、「子ども・若者計画」、「母子保健を含む育成医療等に関する計画」、「自立促進計画」を包含したこども分野を一体的に網羅する計画となっています。

また、上位計画である「第6期岩見沢市総合計画（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」との整合を図るとともに、市の総合戦略や健康福祉・教育分野など各分野の関連計画、北海道の「都道府県こども計画」との関係にも留意しています。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、同会議とは別にこどもの安全と安心に関する施策など、特に協議の必要な施策について協議するため、専門部会を設置し、その検討結果を計画内容に反映しています。

(4) 市民の意見の反映

岩見沢市こども計画の策定にあたり、子育て中の市民を対象に、「こども・子育てに関するニーズ調査」を実施するとともに、市内の小中学校及び高等学校の児童・生徒とその保護者を対象とした「生活実態調査」のほか、「一般市民向けアンケート調査」、「事業所向けアンケート調査」も行い、それらの調査から得られたニーズ等を計画内容に生かしています。

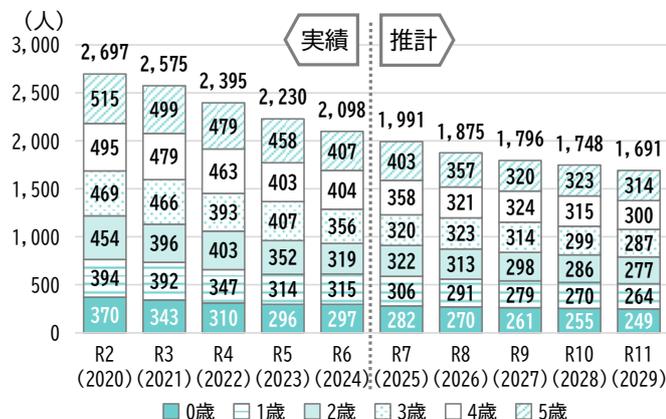


児童数の推移

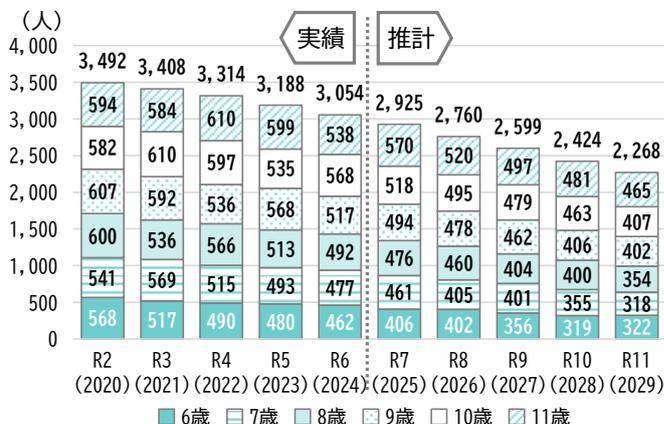


住民基本台帳人口ならびに出生率の実績値をもとに児童人口を推計すると、本計画の期間中、就学前児童が300人、小学生が657人、それぞれ減少する見込みとなっており、減少傾向が続くと予想されます。

<就学前児童数（0～5歳）>



<小学生児童数（6～11歳）>



基本理念



ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪



基本理念は、これまでのプランと同様に「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」とします。これは、こども・若者、子育てをする人、それを支援する人、地域で生活する人など、みんなが満足するために、どんなまちを目指していくのかを考えて表現したものです。

こどもをまんやかに

こどもの笑顔は、健やかな成長の証です。にこにこと笑うこどもをまんやかにした毎日を想像してみてください。その笑顔は、子育て中の保護者へ、若者へ、子育てを応援する人へ、地域の人へと、まち全体に広がっていきます。

こどもをまんやかにして、様々な年代、立場の人が、幸せな気持ちになって、笑顔になる。笑顔の輪は、絆を深め、みんなの幸せを紡いでいく。それが、岩見沢市が目指すまちの姿です。



基本目標



本計画では、**3つの基本目標**と**20の施策**を設けています。

基本目標 1 こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実

現在、生きづらさや困難を抱えるこども・若者の問題が深刻化しています。どのような環境に生まれ、暮らしていても、こども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら育ち暮らせる環境をつくるのが重要です。そのため、こども・若者の権利についての理解を深め、すべてのこども・若者が自分らしさを見出し、成長できるよう、環境の整備に努めます。

また、こどもの貧困対策、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーへの支援を充実させるとともに、こども・若者を守るための取組を推進します。

施策【取組の方向性】

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1)こども・若者の権利の保障 | (5)児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進 |
| (2)多様な遊びや体験の充実と居場所の確保 | (6)防犯対策などのこどもを守る取組の推進 |
| (3)こどもの貧困対策の推進 | (7)子育てにやさしいまちづくりの整備 |
| (4)病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実 | |

基本目標 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

子育てはこどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くという認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくことが大切です。そのため、こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、円滑な社会生活が送れるようになるまで支えるよう努めます。

また、青年期における就労を希望する方への支援のほか、自分自身や家族の将来のことを考える機会や環境づくりを推進します。

施策【取組の方向性】

- | ■妊娠前から幼児期まで | ■学童期・思春期 | ■青年期 |
|---------------------------|------------------------|--------------------|
| (1)切れ目のない保健・医療の確保と相談支援の充実 | (1)教育環境の充実 | (1)次代の親の育成支援の充実 |
| (2)こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供 | (2)健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援 | (2)就労支援と雇用安定のための支援 |
| (3)幼児期の教育・保育の充実 | (3)おとなになる前の学びや体験の充実 | |

基本目標 3 子育て当事者への支援の充実

人口減少、核家族世帯割合の増加などにより、近隣の住民同士のつながり等、地域の中でこどもを見守り、子育てをサポートする機能が弱くなっています。そのため、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境づくりに努めます。

また、子育てや教育に関する経済的な支援や男性の家事・育児の参加、ひとり親家庭への支援などを推進します。

施策【取組の方向性】

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1)妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減 | (3)共働き・共育での推進 |
| (2)地域子育て支援、家庭教育支援の推進 | (4)ひとり親家庭への支援の充実 |
| | (5)こども・子育て情報発信の充実 |

目指すまちの姿



岩見沢市は、「**子ども・若者の育ちや子育てをまち全体で支え、すべての市民が子ども・若者の育ちと学び、将来に関心・つながりを持つまち**」を目指し、4つのポイントを重点的に取り組みます。

ポイント 1 施策や取組を知ってもらうこと

◎ 情報発信の強化

- ・まち全体が知る
(こどもの権利に関する周知など)
- ・子ども・若者、子育て当事者が知る
(市からの情報発信の強化など)
- ・子ども・若者、子育て当事者を知る
(意思表示や社会参画の内容周知など)



ポイント 2 子ども・子育てについて興味・関心をもってもらおうこと

◎ 様々な体験の充実

- ・まち全体が体験する
(子ども・子育て体験イベントなど)
- ・子ども・若者が体験する
(乳幼児とのふれあい体験の充実など)
- ・子育て当事者が体験する
(子育てに関する教室の充実など)



ポイント 3 子ども・若者に住みやすいと感じてもらおうこと

◎ 取り巻く生活環境の整備

- ・居場所づくり
- ・社会参画、意見表明・聴取・反映の機会づくり
- ・子どもまんなかまちづくり



ポイント 4 地域で子育てしやすいと感じてもらおうこと

◎ それぞれの立場から支える

- ・地域で支えあえる仕組みの構築
- ・民間団体による支援の促進
- ・子ども・子育てに関する機運醸成の取組
- ・子ども・子育てに関わる人材確保



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保



人口推計値をもとに、ニーズ調査とこれまでの受入実績により推計した「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及びその実施時期」は以下の通りです。

単位：人	令和7(2025)年度						令和8(2026)年度						令和9(2027)年度					
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
	教育		保育				教育		保育				教育		保育			
	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳			
量の見込み	237	223	647	133	207	210	220	208	599	127	197	204	211	199	574	123	189	194
確保の方策	253	239	582	133	216	221	253	239	582	133	216	221	253	239	582	133	216	221

単位：人	令和10(2028)年度						令和11(2029)年度					
	1号		2号		3号		1号		2号		3号	
	教育		保育				教育		保育			
	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳		
量の見込み	206	195	562	120	183	186	198	187	541	117	179	180
確保の方策	253	239	582	133	216	221	253	239	582	133	216	221



地域子ども・子育て支援事業



地域の実情に合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業に該当する事業について、ニーズ調査に基づいた量の見込みに対する確保の内容は以下の通りです。

事業名	事業の考え方						
	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)		
利用者支援事業	「こども家庭センター型」として、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、家庭相談員が常駐し、関係機関と連携しながら総合的な相談と支援に取り組みます。						
	こども家庭センター型(か所)	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	公立、私立での実施を引き続き行うとともに、認定こども園における子育て支援センターならびに常設型親子ひろば「ひなたっ子」において子育て中の親子の交流の場を提供します。						
	実施か所数(か所)	4	4	4	4	4	
	類似事業数(か所)	5	5	5	5	5	
妊婦健康診査事業	妊娠の届け出があった妊婦の健診を医療機関で実施するとともに、産後ケアを通して身体的、心理的な不安解消に取り組みます。						
	受診票交付件数(件)	275	262	251	241	232	
	健診回数(件)	3,244	3,128	3,030	2,952	2,875	
乳児家庭全戸訪問事業	保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、指導や助言、情報提供を行います。						
	訪問件数(件)	181	173	166	161	156	
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	妊娠届時の面談や出産病院からの連絡などを通じて、ハイリスク妊産婦やこどもを早期に把握し、保健師等がその家庭を定期的に訪問するほか、要保護児童対策地域協議会が支援方法を協議するなど、こどもの安全確保に努めます。						
	訪問件数(件)	151	153	156	160	164	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約し、出産や看護、出張のほか、育児疲れやストレスに係る休息としての活用や児童虐待防止を目的とした緊急的な利用等に対応します。						
	延べ利用者数(人日)	短期入所	212	212	212	212	212
		夜間養護	28	28	28	28	28
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域において、児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を行う人との相互援助活動を支援します。						
	利用想定人数(人日)	520	520	520	520	520	
一時預かり事業	認可保育所で事業を実施するとともに、認定こども園と私立幼稚園において在園児を対象に預かり保育を行います。						
	実施か所数(か所)	認定こども園・幼稚園	8	8	8	8	8
		保育所	2	2	2	2	2
	利用想定人数(人/日)	認定こども園・幼稚園	191	191	191	191	191
保育所		25	25	25	25	25	
延長保育事業	市内すべての認可保育所と認定こども園で実施します。						
	利用想定実人数(人)	500	500	500	500	500	
	実施か所数(か所)	17	17	17	17	17	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	病児保育施設1か所、ファミリー・サポート・センター事業所1か所で実施します。						
	利用想定実人数(人日)	218	206	198	193	187	
	実施か所数(か所)	2	2	2	2	2	

事業名	事業の考え方				
	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	40人を一単位として25単位を確保し、児童館等を利用して主体的なあそびや生活の場を提供します。				
	定員(人)	1,000	1,000	1,000	1,000
	実施単位数	25	25	25	25
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	生活保護世帯等に対する実費徴収費用の助成については、各園の状況や、費用負担の内容を精査し、検討します。				
多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	新規参入を希望する施設等への支援や特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配については、実績に応じて行います。				
子育て世帯訪問支援事業	育児に不安や負担を抱える人やヤングケアラー等、支援が必要と認めた家庭に対する特別育児支援ヘルパーの派遣や、希望に応じた産前産後ヘルパーの派遣を行います。				
	利用想定人数(人日)	342	336	330	325
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対する居場所の提供、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて支援を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。				
親子関係形成支援事業	悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談・助言を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安の相談・共有・情報交換できる場の提供などにより、親子間の適切な関係性の構築を図ります。				
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センターにおいて、母子手帳交付時と後期の受診券交付時に、妊婦やパートナーと面談し、妊娠・出産、育児についての情報提供と相談を実施しています。出産後も乳児家庭全戸訪問等により面談を実施し、切れ目ない支援に努めています。				
	面談実施合計回数(回)	849	813	786	768
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に対し、保育所等の施設において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、当該乳幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供などの援助を行います。				
	利用想定人数(人/月)	-	24	23	23
産後ケア事業	退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポートとして「ほっと♡ママ」(産後ケア事業)のデイケア型と訪問型を実施し、からだやこころの相談や育児の相談を行い、安心して子育てができるよう支援しています。				
	利用想定人数(人日)	60	66	69	75

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上



幼児教育と保育との一体的な提供

幼稚園と保育所の認定こども園への移行や定員変更、保育所の統廃合について、適切な幼児教育・保育の需給バランスを見極めながら検討を進めます。

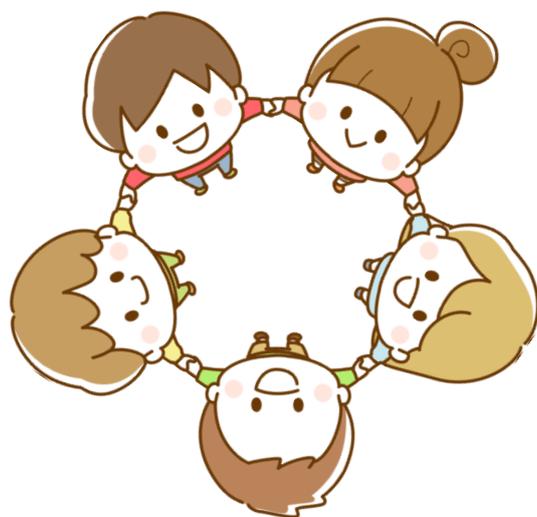
また、保育所などの利用を希望する保護者や保育所の転園や退所を希望する保護者に対して、適切な情報提供を行い、幼児教育・保育の提供に努めます。併せて、地域子育て支援センターと連携し、子育て支援制度に関する情報提供を行うなど、家庭状況に応じたサービスが利用できるよう支援していきます。



幼児教育と保育の質の向上

幼児教育と保育の質の確保のため、職員の園内研修やキャリアアップ研修などを促進するとともに、主任保育士会の活動などを支援していきます。

また、こどもの発達にとって重要な、あそびを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の関係者と連携・協働し、岩見沢版「幼保小の架け橋プログラム」の策定・実施に向けた支援を行っていきます。



岩見沢市子ども計画【概要版】

発行日：令和7(2025)年3月31日

発行：岩見沢市

編集：岩見沢市健康福祉部 子ども未来課

〒068-0024

北海道岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階

TEL 0126-35-5133 FAX 0126-25-8833

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>